

# 平成18年田村市議会9月定例会会議録

(第3号)

○会 議 月 日 平成18年9月14日(木曜日)

## ○出 席 議 員 (26名)

議 長 宗 像 公 一

1 番	樽 井 義 忠 議 員	2 番	大和田 博 議 員
3 番	菊 地 武 司 議 員	4 番	遠 藤 正 徳 議 員
5 番	橋 本 賢 議 員	6 番	先 崎 温 容 議 員
7 番	菅 野 善 一 議 員	8 番	白 石 治 平 議 員
9 番	吉 田 豊 議 員	10 番	長谷川 元 行 議 員
11 番	半 谷 理 孝 議 員	12 番	柳 沼 博 議 員
13 番	橋 本 紀 一 議 員	14 番	石 井 市 郎 議 員
15 番	佐久間 金 洋 議 員	16 番	猪 瀬 明 議 員
17 番	松 本 熊 吉 議 員	18 番	橋 本 文 雄 議 員
19 番	村 越 崇 行 議 員	20 番	佐 藤 忠 議 員
21 番	箭 内 仁 一 議 員	22 番	秋 元 正 登 議 員
23 番	安 藤 嘉 一 議 員	24 番	石 井 忠 治 議 員
25 番	本 田 仁 一 議 員		

## ○欠 席 議 員 (な し)

## ○説明のため出席した者の職氏名

市 長	富 塚 宥 暲	助 役	鹿 俣 潔
収 入 役	村 上 正 夫	総 務 部 長	相 良 昭 一
企 画 調 整 部 長	郡 司 健 一	生 活 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	秋 元 正 信
産 業 建 設 部 長	塚 原 正	滝 根 行 政 局 長	青 木 邦 友
大 越 行 政 局 長	吉 田 良 一	都 路 行 政 局 長	新 田 正

常葉行政局長	白石 幸 男	船引行政局長	佐藤 輝 男
総務部参事 兼総務課長	佐藤 健 吉	総務部財政課長	助川 弘 道
企画調整部 企画調整課長	橋本 隆 憲	生活福祉部 生活環境課長	渡辺 貞 一
産業建設部 参事兼産業課長	坂本 謹 威知	出納室長	佐藤 長
教育委員会 委員長	渡辺 徹	教育委員会 教 育 長	白岩 正 信
教育委員会 教育次長	宗像 泰 司	教育委員会 生涯学習課長	掘越 則 夫
選挙管理委員会 事務局長	佐藤 健 吉	代表監査委員	武田 義 夫
監査委員事務局長	渡辺 新 一	農業委員会事務局長 兼総務課長	根本 徳 位
水道事業所長	助川 俊 光		

○事務局出席職員職氏名

事務局 長	白石 喜 一	総務課 長	渡辺 新 一
主任 主 査	斎藤 忠 一	主 事	渡辺 誠

○議 事 日 程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（宗像公一） 連日、御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は26名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程（第3号）のとおりであります。

---

日程第1 諸般の報告

○議長（宗像公一） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日は、説明のため、保健課長加藤与市君にかえて、生活環境課長渡辺貞一君、教育総務課長鈴木喜治君にかえて、生涯学習課長掘越則夫君が出席しておりますので、報告いたします。

---

日程第2 一般質問

○議長（宗像公一） 日程第2、一般質問を行います。

通告の順序により、14番石井市郎君の発言を許します。石井市郎君。

（14番 石井市郎議員 登壇）

○14番（石井市郎） 改めまして、おはようございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、さきに通告しておきました質問要件2件について、市当局の考えを伺いたいと思います。

まず質問に入る前に、過日実行されました市政懇談会、8月28日より9月1日までの5日間、市長を初めとして、本庁の各部長、その他職員の方々の日中の事務遂行にもかかわらず、夜間の会議に臨まれましたこと、大変御苦労さまでしたと心から敬意を表したいと思います。市民の方々の本当の生の意見、生の声を聞くことができましたことは、市政運営の中で本当に意義深いものがあり、私個人といたしましても、同僚議員の皆様方の考え方から見ましても、高い評価を得たことと考えております。

早速ですが、通告しておりました質問の1点目に入らせていただきます。

一つ、田村市の今後の空き家の推移にどう対応していくのかという文言であります。全国的に少子高齢化の時代に入り、我が田村市におかれましても、全く同じ現象であると思っていますところであります。市政だより「広報たむら」等によりますと、平成18年6月1日現在、世帯数1万1,946世帯、人口4万2,831人という数字をあらわしているのが現実であります。私は、世帯数は上向きの傾向にあるように思われる中で、人口が微妙に減少している市内の動向を見るときに、高齢化社会の現実の姿と思っている次第であります。このような姿、形の中で、第1点目として、世帯数がふえてきている要素は何なのか。広報紙等を逐次見ておきますと、世帯数の増減が微妙に変化されていることも理解はしております。

2点目として、世帯数が増してきている中でも、民家の空き家軒数がふえてきていることと思いますが、空き家軒数は何軒に上がっているのか、実態を伺いたいと思います。

私は、空き家に対して不審者の利用目的であったり、または火災、非行、その他に利用される建物であってはならない、そのように思いまして、未然に防ぐためにも、市内各地域の管理等の依頼等とか、委嘱等の必要があると思いますが、市当局の考えを伺いたいと思います。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 14番石井市郎議員の、田村市の今後の空き家の推移と対策についての御質問にお答えいたします。

冒頭に、市政懇談会について、市当局の姿勢についてお話をいただきまして、ありがとうございました。これからも市といたしましても、幹部職員一丸となって、市民の目線に立ち、今後の活動をしてまいりたいと思っております。

初めに、世帯数が増えている要素について申し上げます。田村市の合併時の人口は4万3,804人、世帯数は1万2,142世帯であり、石井議員御質問の、今年6月1日現在と比較しますと、人口で973人、世帯数で196世帯の減少となっております。田村市の合併後の人口の推移を見ますと、自然動態、いわゆる出生、死亡数であります。合併時から本年4月1日までの期間に生まれた新生児は314人、死亡した方は540人であり、その差で226人の自然減少となっております。また、社会動態と言われます転入、転出者については、転入者1,096人に対し、転出者1,482人で、その差は386人の減少であります。このような動向から見ましても、人口については合計612人の減少となっておりますが、人口と比較して、世帯数の減少率が低いことの要因の一つとして考えられるのは、核家族化等による世帯の分離、あるいは市内福祉施設の増に伴い、入所者による世帯増などが考えられる主な要因だと思っております。

次に、民家の空き家軒数が増えていることについて申し上げます。

世帯数につきましては、ただいま申し上げましたとおりであります。空き家が増えていることは、現実として受けとめなければならないと考えております。昨年10月に民間所有の空き家住宅について調査した結果であります。おおむね滝根28戸、大越4戸、都路30戸、常葉11戸、船引73戸の146戸でありました。これら民間所有物件の管理につきましては、田村市の安全安心のまちづくりのためにも、行政として十分関心を持ち、地域の皆様にも御協力いただきながら、火災防止や犯罪の拠点とならないよう、監視活動に努めて

いかなければならないと考えております。

なお、本定例会に田村市地域安全ステーションを、船引コミュニティセンター内、船引の駅構内ではありますが、設置するための所要の経費を計上いたしておりますが、これらの活動内容としております巡回パトロール及び行政局ごとに配置予定の青色パトカーなどを十分活用して、犯罪防止に努めてまいる所存であります。

このように防犯対策として行政も取り組んでまいります。御提案のように、住民の方々にも御協力を願わなければなりません。特に空き家所有者の方に、管理についてどのような方法をとっているのか。調査ができる場合は、その調査をし、対策を講じてまいりますし、議員御提案のとおり、民間のボランティアとして、その地域の方々に、可能であれば御依頼、あるいは御委嘱いたしまして、その地域の防犯に努めていただければ、行政よりも地域住民の方々が、みずから地域の安全で安心な地域づくりのために、ボランティア活動として願えればと思っております。

○議長（宗像公一） 石井市郎君。

○14番（石井市郎） ただいま市長より御答弁をいただいたわけですが、確かに核家族がふえてきていると同時に、そのもとの母屋、例えば生まれ備わった宅地が老人夫婦、または老人1世帯、そのような家庭というものが今の段階でも大変多く見られるような傾向になってきていることと、今後ますます近い将来に問わず、そのような形の中で空き家の数がふえてくると。そのように私個人としても考えているわけであり。世帯数の増加とか、人口の減とか、世帯数に関しても、人口に関しても、すべて各町村マイナスというこの寂しい傾向は、時代の流れのあらわれかなと、そのように考えますが、ただいま市長の答弁を伺いまして、これから各地域等の各小さい組織、中間の組織、大組織、行政区長さん、それと大字区長さん、それぞれのもろもろの組織の方々に、やはりこれからも御依頼申し上げて、我々議員という立場でありながらも、今後の田村市の住んでよかった、やっぱり定着される、定住される、市民を守るためにも、そのような形で取り組んでいただければ幸いかなと、そのように考えておまして、私もまた機会がありましたら、この空き家につきまして再度質問させていただく考えもありますので、幅も広いし、奥も広い、そのような考えの中で、次回のそのような機会を設けさせていただくために、空き家の軒数に関しましては、このような形で終わらせていただきたいと思っております。

通告しておりました2点目に入らせていただきます。

地域職業相談室（アルファ）の成果についてであります。昨年私は、9月定例議会で

質問させていただきました。昨年8月1日に田村市地域職業相談室（アルファ）が開設されましたことは、私はこの開設により、失業者または学生サイドの部分からは該当しない相談室であるかと思いますが、中学生、高校生、大学生の卒業者がこの田村市の中に1人でも多く定着、定住されることはすばらしい行為であると、私は職場に仕える方々のためにも絶賛して、両手を挙げて喜んだ1人の議員であります。

市長は昨年、私の質問に対する答弁として、田村市内八十数社が存続し、事業所、会社等をすべて漏れなく訪問し、求人要請に取り組みますと答えております。1年が経過された現在の成果について伺いたいと思います。一つに、来所された相談者の年齢層であります。二つ目に、来所された相談者の就職状況等であります。三つ目に、来所された相談者等の地元に住んでいる方々の、就職された方々の、もし1件でも2件でも評価の反応があったならば、その辺を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） 地域職業相談室（アルファ）の成果についての御質問にお答えいたします。

昨年8月に福島労働局及びハローワーク郡山と本市が共同で開設いたしました田村市地域職業相談室も、本年7月で1年を経過したところでありますが、本年8月までの利用状況について申し上げます。地域職業相談室に5台設置されております自己検索機の昨年8月から今年8月までの利用者数は9,598人で、月平均約738人でした。このうち、新規の求職申し込み件数は576人で、月平均約44人。職業相談件数は1,977人で月平均約152人。職業紹介件数は1,253人で月平均約96人でありました。就職件数は310人で、月平均約24人となっております。また、本年4月から8月までの利用状況は、職業相談件数は918人で月平均約184人、職業紹介件数は570人で月平均約114人、就職件数は147人で月平均約29人と、いずれも増加をしております。また、仕事を探している市民のための情報提供及び職業紹介の場として、徐々に定着しつつあるものと考えております。

初めに、この相談室における相談者の年齢層について申し上げます。相談者の年齢層につきましては、相談室に来所いたしました9,598人のうち、20歳未満が3.5%、20歳から29歳が32.8%、30歳から39歳が21.8%、40歳から49歳が18.6%、50歳から59歳が19.2%、60歳以上が4.1%となっており、若年層から高年齢層まで幅広い利用があり、20歳から39歳までの利用者が全体の半数以上となっております。

次に、相談室における相談者の就職状況について申し上げます。昨年8月から本年8月

までに、相談室からの紹介により就職いたしました相談者は、先ほど申しあげました310人であります。就職者の住所別人数及び割合は、田村市内の方が239人、77.1%、田村郡内三春町及び小野町の方が52人で16.8%、葛尾村など近隣の市町村の方が19人で6.1%となっております。また、就職者の就職先事業所の所在地別では、田村市内に140人で45.2%、田村郡内三春町及び小野町に57人で18.4%、郡山市内に97人で31.3%、須賀川市など近隣の市町村内に13人で4.2%、その他の市町村内に3人で0.9%となっております。市内から通勤可能な地区への就職者は99.1%であり、相談室における就職者は地元に着しているものと推察しております。

次に、相談者の反応について申し上げます。地域職業相談室の相談員及びハローワーク郡山の職員が職業相談を行っておりますが、ハローワーク郡山には駐車場が狭いこと、相談者も多く待ち時間も長いことから、駐車場も広く、職業検索や相談の待ち時間が少ない地域職業相談室は、多くの利用者にとって利用しやすく、身近な相談施設として好評であると相談員からは伺っております。今後も利用促進のために、ハローワーク郡山との連携を密にして、地域の求人情報の提供の場としてのPRに努めてまいりたいと考えております。

○議長（宗像公一） 14番石井市郎君。

○14番（石井市郎） 再質問ではありませんが、昨年の経過状況、1日、昨年は実質23日間で平均32人の利用者があったという数字が出ておりました、相談された方も158人で102人が職業の紹介と、そのように数字的には出ておりますが、ただいま部長の説明を伺いますと、大変昨年よりは、1年間の中でかなり地元の方に99%近くの相談者が、地元の近隣市町村に職を求めて定着されているという経過を聞きまして、市長初め市当局、または地元の方々、それぞれの方々の努力の結果の賜物かなと、そのように快く受けとめた次第であります。

このような形の中で、地域職業相談室を今後も市長初め、市当局の皆様方には、我々地元の住民としてもいろいろとアドバイスしまして、あっせんしていきたいと考えております。市長初め、市当局の皆様方の研さんによりまして、ソフト面、ハード面、執行されておられるその辺の観点から、市内に定着される、定住される市民が1人でも多く増していくことを私個人としては願っております、そのような流れの中で質問させていただいたわけですが、結果状況も自分なりに理解、把握したところであります、これで私の一般質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宗像公一） これにて14番石井市郎君の質問を終結いたします。

次の質問者、18番橋本文雄君の発言を許します。橋本文雄君。

（18番 橋本文雄議員 登壇）

○18番（橋本文雄） 18番橋本文雄でございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、残留農薬ポジティブリスト制度について質問させていただきます。この制度は、国内に流通するすべての農作物が対象となることから、農産物等の安全性を確保するためにできた法律であると理解しております。施行されてまだ日が浅いことや、生産者などが十分に趣旨を理解していない状況も考えられます。よって、田村市としての啓蒙対策としては、今後どのように考えておられるのか。6月の会報には取り上げた経過がございますが、これで十分と思っているのか、市長の見解をお聞かせください。

さらに、残留農薬自主検査計画等は、各関係機関などは実施するやに聞いているが、我が田村市としてはどう考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。これは合併前に起きたことでございますが、磐越東線沿線のすべての作物が除草剤により被害に遭い、議会としても対応した経過がございます。この際はきちっとした補償がなされたわけでございますが、今後においては個人個人が、補償等もあり得ることから、生産者も大変危惧しているのが実態でございます。そうしたことから、以上の2点をお伺いいたします。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） 18番橋本文雄議員の残留農薬ポジティブリスト制度についての御質問にお答えいたします。

初めに、ポジティブリスト制度の今後の啓蒙対策について申し上げます。食品衛生法に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度、いわゆるポジティブリスト制度が本年5月29日から施行され、農産物等の安全性を確保するため、農産物に対してすべての農薬成分の残留農薬基準が設定されました。

福島県では本制度の施行に先立ち、昨年からは各保健所及び農業普及所が関係団体を対象に説明会を開催したほか、会議や打ち合わせ等のあらゆる機会に制度の説明や農薬の使い方等の指導等を実施しております。また、田村農業協同組合におきましては、園芸部会、稲作部会等の会議や、各事業に係る集落説明会等のすべてにおいて、パンフレットの配付とともに制度の説明をしております。

田村市におきましても、農薬使用基準の遵守、農薬飛散防止等の対策の徹底と、農薬適



正使用の啓発のほか、防災無線による広報や、広報お知らせ版6月号に掲載し、正しい知識と理解が得られるよう、市民への周知を図ってまいりました。これらの活動により、本制度の趣旨が浸透してきているものと考えておりますが、さらに深い御理解を得られるよう関係機関と連携し、農薬の飛散や防除器具等の不十分な洗浄などにより、思いがけない農薬の残留が起きないように、引き続き啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

次に、残留農薬自主検査計画等について申し上げます。

残留農薬の検査については、保健所が抜き打ちでの検査を実施しておりますが、田村農業協同組合では、出荷する農作物について、自主検査を実施して万全を期しているほか、野菜生産農家に対しては、栽培管理日誌の記帳を推進し、いつごろどんな農薬を使用したかについて確認できる体制をとっております。残留農薬の基準値超過が明らかになれば、生産物の出荷停止や回収などの対応が求められ、生産者のみならず、田村市全体の農産物のイメージがダウンし、極めて重大な影響を及ぼすことが危惧されますが、幸いにも本制度に抵触する事案の発生はなく、これまでの啓発と指導により、適正な農薬の使用がなされているものと考えております。田村市といたしましても、田村農業協同組合と連携しながら、今後も啓発と指導に万全を期してまいります。

○議長（宗像公一） 橋本文雄君。

○18番（橋本文雄） 再質問ではございませんが、先ほど来部長より御説明あった、大変理解はできるわけですが、いずれにしてもすべての作物が対象ということでありますので、まだまだ関係機関との連携等々については、不十分な分があるのではないかと、そんなふうにも考えております。そういった部分で、JAたむら等については、先ほど来、部長の説明のとおり、大変甚大な結果が出れば、甚大な損害ができるということから、その対応はきちっとしているやに聞いておりますし、そういった分で当然田村市としては、各関係機関と連携を密にとって、その対応に当たっていただくというのが大変重要かなと考えますので、そういった分をお願い申し上げます。

それでは、次に2点目に入ります。2点目につきましては、きのう1番の石井忠治議員からも質問がありましたが、私もまさに同じ内容でございますが、再度質問させていただきます。

幼稚園、保育所の入園について質問いたします。これにつきましては、田村市においては4歳、5歳児の無料化ということで、全国的にも先駆け、少子化時代に対応するすばらしい支援であると理解しているところでございます。このような支援の中で、すべての希

望する児童が入れる環境づくりを行わなければならないと思うわけですが、そこで障害者の入園となると、規定や条件の未整備等があつて、受けがたいと聞いているところでございます。これらにつきまして、障害者の受け皿をどのように考えているのか、再度お聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 障害者の幼稚園の入園、保育所の入所についての御質問にお答えいたします。

平成18年度市立幼稚園の入園児の募集につきましては、平成17年11月から平成18年1月までの期間で募集を行ったところであります。入園願書の提出をいただいたときに、園児の家庭生活の状況や障害の状況などについて、各幼稚園において保護者から聞き取りを行っております。障害のある園児の入園希望者につきましては、平成17年度に1名、平成18年度に3名の相談があり、いずれも入園の許可をいたしております。平成18年度は1園に2名の障害児の入園を受け入れることに伴い、園児の個別指導、支援をするための臨時幼稚園教諭1名を4月1日から増員して配置いたしております。

また、障害児の保育所への入所の受け皿につきましては、24番石井忠治議員の御質問にもお答えいたしましたように、児童の保育所への入所については、児童福祉法第24条第1項の規定により、保護者の労働、疾病などにより保育ができない場合において、保護者から申し込みがあつたときは、保育所において保育をしなければならないことになっております。また、身体虚弱などのために、保育所での保育にたえることができない場合など、医療機関や療育センターの専門的な指導を受けることや、療育施設などで日常生活訓練などを受けるよう指導しているところであります。

田村市における障害児の保育につきましては、障害児を集団保育することにより、健全な社会性の成長発達を促進させ、障害のある児童の福祉向上を図る田村市障害児保育事業運営要綱を定め、対応しているところであります。その要綱に基づく障害児保育の対象児童としては、福島県すくすく保育支援事業の対象となる集団保育が可能で、日々通所ができ、身体障害者手帳の障害程度等級4級、療育手帳制度要綱に定める療育手帳の障害がB級の者、及び同程度の者としており、現在保育所に身体障害児は1名入所しております。

また、集団保育の可否については、一定期間の観察保育をさせていただき、障害児を集団保育の場に日常置くことにより、当該児童の安全確保が図られるか、精神的に負担がかからないか、また他の入所児童の安全確保が図られるかなどを慎重に検討するために、保

育判定会議を開催し、入所の可否を判断して対応しているところであります。

なお、田村市としては、障害児に対する幼稚園の入園の許可と保育所の入所の承諾の判断に差異が生じていることから、今後は教育委員会と一体となって、障害児の受け皿について再検討するよう、指示をいたしております。これからは幼稚園、保育所一元化になりますので、今の田村市の保育所と幼稚園の判定基準が少し違っておりますので、それらも見直ししながら、おただしの障害児をどう市として受け入れ体制をつくるか。それ以外については、石井忠治議員の質問にもお答えしたとおり、療育センターなり医療機関ということもありますが、受け入れ可能とすれば、学校の廃校の跡とか、あるいは他の施設、空き家もあろうと思いますし、また学校の施設の中の空き教室があろうと思いますので、それらも十分検討しながら、同じ生まれてきて、保育所なり幼稚園に入園、あるいは就園できなかつたということのないようにしていきたいと思っておりますが、それらについては財政も伴ってまいります、いずれにいたしましても両面から検討してまいりたいと考えております。

○議長（宗像公一） 橋本文雄君。

○18番（橋本文雄） 再質問という形にさせていただきたいのですが、今市長より説明があって、従来まででありますと聞き取り方式、あるいは保育判定なり、そうした経過の判断をもって、入所なり入園を許可してきたという状況でございますが、これらを考えてみますと、大変保護者の聞き取りなり、あるいは保育の判定というものに対しては、かなり抵抗なり、そういった萎縮した立場での境遇があると理解するものでございます。

それには自分自身も一番上の子が障害児ということで、それこそ十四、五年前にそうした経験がございまして、私立幼稚園については快く対応していただいたという面がございしますが、公立幼稚園については、なかなかその状況がとられなかったということで、最終的には自分自身の子供も私立幼稚園に入園させたという経過がございしますので、決して今市長の説明からすると、その内容もそれほど変わっていない内容の中での対応ではないのかなど。そんな考え方もしておりますので、その辺の今後の19年度に向けた対応等を聞かせていただければ幸いですので、再度質問させていただきます。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

おただしの、橋本文雄議員のお子さんがそのような障害児ということで、当時の幼稚園に入園したかったけれども、公の方に、聞き入れられず、私立というところ恐らくわかくさ幼

稚園だと思っておりますが、そこでは入園を許可したと。そういうことからいうと、保護者の聞き取りとか、あるいは判定の方法に公の方がどう対応して、その保護者の方々が納得いくような対策、あるいは理解を得られるような方法をとったかどうかということが疑問視されており、再質問の中には、19年度、保育所あるいは公の保育所なり、あるいは幼稚園としてそのような対応をどうするのかということでもあります。

先ほど申しましたように、田村市になりまして、保育所の判定と幼稚園の判定が少し違った要綱にもなっておりますので、改めてそういうものを設けさせていただくということは先ほど申し上げました。

もう一つは、お医者さんの判断、このお医者さんがどう判断するかという、そういう意見をとっているのかどうか、私ちょっと診断とかわかりませんが、そういうことから、できれば判定会議の中には恐らくお医者さんもいると思いますが、ただかかりつけのお医者さんと、かかりつけでないとなると、またそこにも微妙な点が生じてまいると思いますし、いろんな方法からいくと、19年度にもしそういう方がおられれば、それは家族の方に聞き取りし、その聞き取りの方法、あるいはその判定の方法に疑問視されるということであれば、新たにまた民間の方々の、あるいは専門家の立場のそういった透明性のある判定の会にされるには、保護者の聞き取りが、幼稚園の教諭、あるいは保育士の聞き取りでなく、第三者も入れてというのは、お医者さんとかですね、そういう状況も入れて、判定にも臨んで、それで保育所あるいは幼稚園に可能だと。そしてまた、職員の方も可能だと。そしてまた、家族の方もそれではお願いしますと、可能だという合意が得られれば、19年度の予算、そしてまたそこに増員が必要だとすれば、臨時職員でも対応していかなければならないと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（宗像公一） 橋本文雄君。

○18番（橋本文雄） それでは、再々質問ではございませんが、ただいま市長より説明がありましたことに対して、理解するものでございます。将来に向けては、養護学校等々も市長としては考えているようでございますが、早急な分での19年度に向けた内容でも検討していただければということ要望し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宗像公一） これにて18番橋本文雄君の質問を終結いたします。

次の質問者、2番大和田 博君の発言を許します。大和田 博君。

（2番 大和田 博議員 登壇）

○2番（大和田 博） 2番大和田でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

きます。

項の1番、クラスター方式の市政運営と政治姿勢について。

旧5町村はこれまでの長い間、歴代の町・村長さん初め、住民の方々による不断の努力により、それぞれの地域の特色を生かした固有のまちづくりを実践してまいりましたが、本市の合併に当たりまして、これから先人が築き上げた旧町村ごとの歴史や文化、伝統、個性等が連綿として受け継がれ、それぞれに発展することが、市全体の発展のため不可欠であると考えます。

従来の合併が、ともすれば陥りがちであった一極集中を廃するため、クラスター方式が採用されました。合併協議会の中においても、クラスター方式の基本的な考え方について、住民に身近な行政サービスが従来どおり提供されるようにするとともに、その質がさらに高められるように努める。合併前の町村ごとの独自のまちづくりを尊重し、引き継ぐ。組織内分権により、地域の実情に応じた行政サービスの提供ができるようにし、行政組織の効率化を図る。地域住民に密着した課題について、それぞれの地域住民の意見が反映されるようにする。合併前の区域ごとに総合事務所として行政局を置く。行政局は主に地域住民の生活に直接かかわる行政分野などについて総合的に処理する。行政局の権限は、その所管する事務を行うに当たり、できる限り行政単位で決定し得るようなものとする。本庁は、行政局が担うことができない、または担うことが適当ではないと考えられる事務を行う。本庁と行政局及び行政局の事務の調整を図るため、本庁と行政局間に連絡調整会議を設けるとうたっております。市長もマスメディアの取材で、町村合併をして一極集中した場合、職員が1カ所に集まって、全地域に目配りできるかどうかと言え、かなり困難であるし、旧5町村に行政局を置いたのは、地元の職員の方が地域の状況を把握している面があるからとも答えております。

そこで、項1の質問に入ります。まず1点目なんですが、平成15年10月3日第5回田村地方合併協議会において合意された次の4点があると思います。1点目が、住民の身近なサービスが従来どおり提供されるようにするとともに、質の向上が図られること。2点目、合併前の町村ごとの独自のまちづくりが尊重されること。3点目、組織内分権により、地域の実情に応じた行政サービスの提供ができるように、行政組織の効率化を図ること。4点目ですが、地域住民の生活に密着した課題について、それぞれの地域住民の意見が反映されるようにすること。この4点が、新市のまちづくりについて根幹とも言えるクラスター方式を取り入れた理由であります。合意されたこの4点が、これまでに実施された具体

的行政の内容でお示しいただきたいと思います。

2点目なのですが、従来の合併がともすればなりがちであった一極集中を排除するキーポイントであったわけであるし、田村地方5町村が比較的スムーズに合併できたのは、旧5町村に置く行政局に一定の権限と予算執行権を持たせることを取り決めているからであると思います。

昨年4月11日の福島民報の朝刊に、市長と佐藤晴雄編集局長との対談が掲載されておりました。その中でも、市長は次のように述べておられました。第1点は、最も大切なのは、それぞれの地域を尊重したまちづくりです。地域間のバランスを考え、旧5町村で積み上げてきた新市建設計画を着実に実行していきます。第2点は、クラスター方式は、都市機能の一極集中を避け、行政サービスが低下するのではないかという住民の不安を解消するのに最も適していると考えています。第3点は、住民に身近なサービスを提供する場として、行政局は必要です。同時に、それぞれの地域の特性を生かす核にしていきたい。第4点は、合併は行財政の効率化が本来の目的ですから、クラスター方式も10年ぐらいかけて見直さなくてはなりませんなどと述べられております。

そこで、田村市が発足して1年6カ月が過ぎましたが、市民の関心事の一つである行政局の現地解決型の行政執行であると言えるものがどういうものなのかを、例を挙げて具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 2番大和田 博議員の、クラスター方式の市政運営と政治姿勢についての御質問にお答えいたします。

おただしのとおり、第5回田村地方5町村合併協議会におきまして、協議第22号 クラスター方式の基本的な考え方が確認されましたことは、御案内のとおりであります。この中で、新市のまちづくりについては、クラスター方式を用いることの方針として、おただしのよう、一つ、住民に身近な行政サービスが従来どおり提供されるようにするとともに、その質が高められるように努める。一つ、合併前の町村ごとの独自のまちづくりを尊重し、引き継ぐ。一つ、組織内分権により、地域の実情に応じた行政サービスの提供ができるようにし、行政組織の効率化を図る。一つ、地域住民の生活に密着した課題について、それぞれの地域住民の意見が反映されるようにする。この4点につきましては、御指摘のとおりであります。

初めに、これまで実施してきた具体的な行政内容について申し上げます。

私は、初代市長に就任させていただきました折のあいさつの中において、市政をおあずかりするに当たっての政治的な理念といたしまして、旧5町村の融和、一体感に努めるとともに、新市建設計画の将来像であります「あぶくまの人、郷、夢を育むまち～はつらつ高原都市～田村市」の実現に向け、旧5町村それぞれがバランスのとれた、安心して暮らせる新しいまちづくり、環境と共生するクラスター型のまちづくりの実現に向け、取り組むことを申し上げました。

住民の身近な行政サービスは、従来どおり提供されることにつきましては、各行政局にて合併前とほぼ変わらない体制にて対応しておりますし、窓口業務の住民票等について、来年2月5日からは、戸籍についても各行政局どこでも交付できるよう、電算機能を強化して、サービスの向上を図っております。

旧町村ごとの独自のまちづくりにつきましては、文化行事、各種スポーツ大会を初め、あぶくま洞祭り、鬼の里納涼夏まつり、都路灯まつり、ムシムシランドフェスティバル、灯ろう流し花火大会等、イベントにつきましても地域振興基金等を活用し、引き継ぐとともに、従来にも増して活性化が図られているものと思っております。

組織内分権による行政組織の効率化につきましても、行政局長への一定範囲の許認可等の権限移譲、地域の実情に応じた予算要求及び予算配分に係る執行が可能である体制といたしております。

地域住民の生活に密着した課題につきましては、住民皆様との対話を重ねることは、私の市政執行についての政治信条でありますので、行政区からの要望、地域審議会での提言等を尊重することを初め、個々の市民の皆さんからの御意見、御要望につきましても、市長への手紙、また先日、旧町村ごとで開催させていただきました市政懇談会等のあらゆる機会をとらえて耳を傾けてまいりましたし、今後もそのようにしてまいります。

次に、合併協議会で合意された事項を尊重した現地解決型はどのような形かについて申し上げます。現地解決型の総合事務所としての行政局には、主に地域住民の生活に密着した地域振興策の企画立案、農林業、商工業、観光等の産業振興への対応や、先ほどのこれまで実施された具体的な行政内容についての中でも申し上げましたが、行政局長への許認可等の権限移譲、道路等の基盤整備、予算の要求及び執行、地域振興基金の活用等、一定範囲の権限を付与しておりますが、これらはいくまでも行政組織機能の分担をするものであります。これらのことから、合併協定に基づくクラスター方式によるまちづくりの基本理念にかなっているものと考えております。

以上、クラスター方式の市政運営と政治姿勢について申し上げましたが、行政組織機構につきましても、現状の組織で十分機能しているのか、改善する余地はないのかにつきましては、昨年度に検証し、一部組織の見直しを実施いたしましたところではありますが、今後もさらに田村市行政改革大綱に基づき、本庁舎建設に向けてなど、将来とも持続可能な効率性のある行政組織機構を構築していかなければならないと考えております。つきましては、今年度田村市行政改革推進本部において検討を指示したところでもあります。基本は、市民皆様の目線に立っての改革をどうするのかでありますので、現在、全庁体制にて詳細に検討しておりますので、その時期には関係機関等に十分協議させていただきたいと考えております。

先ほど、具体的な事例を挙げてということでもありますので、今までの一極集中と、合併前の町民、村民は思っていたと思います。そういう不安感を払拭するということから、行政局を残し、今まで行ってきた旧町村の事務事業、あらゆることが本来はできるはずであります。そこに本庁という組織の中に、本庁ができてまいりましたので、その辺の本庁と行政局の、本庁で取り扱うのか、行政局で取り扱うのかという微妙な点がございまして、これは少し時間をいただきたいと思っております。

それは、道路網にしても、あるいは全体的な、おただしのように全市的なものについては、本庁で取り扱うのは当然であります。福祉の分野においても市民の方から申請があって、本庁の方に来ると、なかなかそういう場面とか、あるいはその市民の方々が教育あるいは税の問題にしても、その行政局に行くと、行政局からわからないということで、すぐ本庁に来る。そういうこともありますし、また今度は本庁からこういう仕事を願いますと、なかなか具体的には、それぞれ今までの行政局でできるわけですが、それが一部の方に偏っていくと、ならないということもあり、またその行政局の職員と本庁の職員の考え方、認識というか、そういったものもまだ十分とはなっておりませんので、そういう意味からの人事異動、人事交流を図りながらということがありますが、余りすべてを図ってしまうと、今までの風俗、習慣、伝統、あるいは市民の方々とのつき合いがない。そういうところから、感情ではなくて、理性的に働くと、市民の方々も市役所、行政局に訪れた場合に、知らない人ばかりいると、安心感、あるいは不安感、安心が得られず、不安をそそるといったこともありますし、また場所の問題についても、職員の方が一気に覚えられないということもあり、それぞれ市民の方々からすれば、いろいろ合併してどうなっているんでしょうかということはあると思いますが、これは時間をかけていき



たいと思っております。

それと具体的というのは、一番多いのが住民票とか、印鑑証明とか、納税証明とか、あるいは国保の相談とか、そういったものでありまして、あとは区長の皆さんとか、その関連する方々が地域整備課の方に訪れて、この地域の修繕とか、あるいは道路の改良とか、あるいは学校の統廃合とか、あるいは修繕とかについては、ほぼ区長の皆さんが行政局の方に行っておられると思います。そこで行政局の方で金がないとなると、本庁の方となってまいります。予算がないということから、そういうことで本庁の権限と行政局の権限、そして現地解決ができないのではないのでしょうかというときに、これを考えますと、例えばそれぞれの行政局の方に一定の枠配分、予算の配分をして、それはその中で行政局としてどこに使うか。行政局の方の現地解決型、そういう方面でも取り入れていく可能性もあると思います。それらについては十分検討しておりますので、その枠内での配当をして、それでその中で現地解決型になると、行政局の職員の方で考えて、一番ベターなのはこの予算だなということを検討していただければと考えております。そして、それについて全市的にまたぐものについては、おただしのように本庁の方で統一してやっていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（宗像公一） 大和田 博君。

○2番（大和田 博） 再質問を予定しておったんですが、ただいま市長の答弁の中には、非常に追求したい部分もあったんですが、ここで一つだけ、もう一度確認を含めて、認識したいと思っておりますので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

今市長が行政局に権限、確かにそれが一番各旧町村の住民の方々が、今一番私どもの方に聞こえている声は、従来の旧町村時代の行政のスピードよりも遅いと。そういう声がたくさん寄せられていますし、今の答弁の中にあつた区長さん初め、地域審議委員会の組織と。これもまた新しい枠組みの中で、自分たちの職制、職域、そういったもの、職責も含めてスタートしたばかりということで、なおさら理解、認識不足である中で、合併後の行政運営上、ある意味、明確に現地解決型の予算執行権を含めて、先ほどの行政局の権限が何か本庁の方から線引きしていただいた方が、逆に市民がなれやすいし、先ほどの区長さん、審議委員の方々も、審議対象としてやりやすいのではないかというふうに考えますが、答弁をいただければありがたいです。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

一つは、行政局で対応が、具体的に遅いものに何があるのかはつきり把握しておりませんが、今までの旧5町村ですと、隣の町・村には相談することがなかなかできませんし、首長がいて、最終的にそこから県あるいは国の方に要望なり、そういうことがあろうと思いますが、いずれにいたしましても、それぞれの旧町村で解決しなければならなかったことであります。

しかし、田村市になりまして、行政局と本庁の方でどうすり合わせをするのかということから、いろんな統一するということが一つありました。補助金の問題にしても、あるいは人員の問題にしても、それから無料化にする、例えば防犯灯が何基あるところと何基ないところ、それは電気の無料化もしております。それから、砂利についても今までいただいたところといただかないところ、それは無料化にしますとか、あるいは国保とか、あるいは介護保険料とか、今徐々に3年をかけて、5年をかけてという統一する部分と、それから統一していくときに、一部では本庁の方で考えるけれども、統一料金がまだ決まらない。しかし、行政局の方では本庁からそういう通達も、あるいはお知らせもないとなると、来年あたりどうなるんですかという、「いや、それはちょっと本庁に聞いてみないとわからない」ということから、現地解決型がなかなか職員の方でも判断できない分野もあろうかと思えます。

そしてまた、個人情報保護条例も出てまいりますと、勝手なことになると、また本庁の方に電話をして、こういう職員がいてどうなんだというおしかりも受けております。いろんなトラブル、あるいは市民の方々に適切に即判断できない面も、今のところあるのは、私も合併すると、職員の、官の地域でありますから、本庁の仕事が、いわゆる行政局ですべてがわかっているわけではございません。担当の一分野と、係と打ち合わせをしたりしておりますので、なかなかまだ決定を見るまでに至っていない段階での、市民の方々のいわゆる現地解決型がなされていないのではないかとすることはあります。

そして、滝根町のある人から、行政局にあるものを申請したと。本庁に来て、県の方に行って、戻ってきました。ところが、本庁の方でわかりませんから、滝根のその申請者に、本庁の方にとりに来てくださいと。自分で出して、何もなく、ただ行ってみたら、何か御指摘あるのかなと思ったら、渡された。ならば、本庁から滝根の行政局があるんですから、そこに行って、滝根の行政局から、書類が届きましたので、自書していただけますかという電話一本で、それが本庁だと。そういうことがいろいろと各行政局管内の市民の方々からお寄せはいただいております。何でこれ本庁まで行かなくてはならないんだと。それが、

現地解決ができなかった一つの理由かと思いますが、徐々にそういう点も私も把握しながら、関係部、それから行政局の方で徐々にそういうことについての認識が統一されるようになってきていると思いますので、合併した当時よりは、今のところ比較的その現地解決型ができているとっておりますが、ただそれでは不十分でありますので、今後してまいりたいと思います。

そしてまた、先ほど再質問の中でいただいたのは、区長とか地域審議会の意見が即反映できないのではないかとということでもありますので、そういう面で今のところ、区長、あるいは道路関係になります、あるいは農林関係になります、行政局の方に現地解決型として500万円なり1,000万円、そしてその500万円を3対2に、300万円を道路関係の修繕、維持というふうなもの。あるいは、どうしても即対応しなければならないのは、行政局長の方にお渡ししてあります。また、本部の部長の方にも予算を多少つけてありますので、それは急遽の場合に使って、あるいは行政局長の判断で自分の方の地域の区長、あるいはその他の議員等も含めて、要望があれば、その中で対応できるような、それでも十分でない予算であります、これらについて、ことし初めて試みていたところでもあります。

そういう現地解決型というのは、即お金で済むものと、それから説明してわかる分野があると思います。例えば国の機関、県の機関で、こういうふうな改正になったことによる説明なんだけれども、何で田村市になってこうなんだというのがいっぱい出てまいります。例えば児童福祉手当というのは、それはそれで上がるからいいんですが、別に国の方で下げたやつがあります。あるいは、県の方で下げたやつがあります。児童手当も4分の3から国の方は3分の1にしてまいりました。それは市町村が逆に負担が多くなってきたと。年齢も引き上がってまいりました。それから、県の方で最近報道関係で言われた、小規模作業所への県の補助金のカットということがありますね。しかしそれは、市の方で、議会の皆さんのお許しをいただいて、市が持ちますよということで予算化したやつが、今度は9月に県の方が予算をつけるというふうになります。そういうことがいろいろと、我々の方としては、本来は国・県が廃止したら市町村も廃止していいと思いますが、そういう中で、例えば老人クラブの関係もあります。県の方は県老人クラブにほとんど削除しております。それを削除するということは、61市町村の加盟している老人クラブの方から負担金が多くなっています。では、なぜ県の老人会がそんなに金が必要なのか。県が廃止しているのに、そういうことも調査しなさいということもしております。

それと同じように、本庁と行政局もそういう今関係にあるとっておりますので、どう

か御理解いただきながら、現地解決型の中で、先ほど申しましたように、行政局にある程度今度は、予算の方の中で組み替えがあるものと。そして、先ほど言ったように、全市的にかかわるものについては、一行政局ではちょっと違うと思いますので、行政区長の手当をでは多くしようとか、消防団員の報酬をほかより多くしようとか、それではちょっと統一性がないものもあります。ですから、その地域に残されていた今までの伝統、文化、風俗、習慣等についての、これは後世に残さなければならないというのがあれば、それはその地域の中で活用していただけるような予算配分を、枠を配分してみたらどうかというこも考えたということでもあります。

さらには、そうでなければ、本庁一本で今までどおりやるかということ、なかなか本庁の職員も各行政局の予算、あるいは名称も違っておりました。それを統一するというのは、名称の統一を図ってありますが、中身が同じであっても名称が違っているもの、いまだにあります。そういうことも御理解いただきながら、本庁の分野でやるものと、それから行政局の方に一定の予算で、ほとんど予算査定は総務部長の方でやっておりますので、一般的なもの。政策的なものについては、助役、収入役、教育長を含めて、各ヒアリングを行って、予算の配当をしているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（宗像公一） 大和田 博君。

○2番（大和田 博） 現地解決型に関しては、まだまだ不十分な点もあるという御答弁をいただきました。今後とも新市の発展に向けて、住民サービスの向上も含めまして、切に御期待申し上げて、次の質問に入ります。

項の2番の質問に入ります。人事異動の基本的な考えについて質問いたします。

クラスター方式で2年目を迎えた田村市ですが、市長は行政局による現地解決型を目指し、行政執行しているわけですが、多くの市民の関心は、合併による人事異動に伴う行政局等の職員の配置も非常に関心事であります。

今までは、本庁を除いて、各行政局は旧町村の職員が配置されておりましたが、ことし4月の人事異動があり、行政局間では課長、保育技師等の異動がありました。現地解決型を目指す行政局間の交流は、新しい風が入り望ましいことだと思われる一方で、地域間慣習の違い等により、市民は戸惑いも感じることだと考えます。私も民間事業経営25年の中で、人事異動は営業上一番重要で、大事な案件として認識しております。まして幹部の人事は、会社の命運にもかかわる最も重要なことであると考えます。私としては、新市が今手探り状態の中でスタートして間もない時期に、円滑な市政運営をするため、また新市が

今後の旧町村の一体化を図る上で、幹部職員の異動よりも、中堅職員育成のための交流も、新市を育成していく上で、地域の慣習、伝統、文化、そういったものを理解し、人に地域の核、地域の人になれることが、今後の住民サービスにつながるわけであると考えます。そこで、初めて円滑な行政運営が今後できるのではないかと、そのようにも考えます。

今後も本庁を含め、行政間の異動がある中で、職員の適材適所なり、資質や能力の向上など、行政執行上、市長の人事異動の基本的なお考えをお伺いいたします。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 職員の人事異動の基本的な考えについてお答えいたします。

職員の人事異動につきましては、毎年4月1日に定期的に異動を行っておりまして、これは年度末の定年等退職者の補充や昇格、新採用などのほか、1カ所での勤務経験の長い職員、あるいは組織機構の変更や事務事業の増減などに対応するため行っているものであります。

平成18年4月1日に実施しました定期異動につきましては、一つとして、定年退職等に伴う兼務課長を含めた課長職の補充を行うこと。一つとして、行政局間、及び幼稚園、保育所、学校等の人事交流を段階的に行っていくこと。一つとして、平成17年度に実施しました行政組織機構検討会の結果に基づき、出納分室の廃止や税務、下水道事業、商工事務強化のための本庁への一本化などの見直しを図っていくこと。一つとして、船引町の要田幼稚園を再園し、都路町の大久保幼稚園を休園にすること。一つとして、可能な限り女性職員の登用を図ること。一つとして、可能な限り職員の希望に配慮すること。一つとして、福島県市町村領域、郡山地方広域市町村圏組合、県中建設事務所、田村広域行政組合、並びに社会福祉法人田村市社会福祉協議会等へ派遣をすることの以上を基本的な考え方として、人事異動を行ったところであります。

おただしの中堅職員の異動がよかったのではとのことにつきましては、ただいま申し上げましたように、課長職の退職者7名、また合併時の申し合わせによりまして昇格を見送りましたことから、兼務課長5名の合わせて12名の補充をしなければならないことや、行政局間の人事交流を図ることから、まず課長職からの交流を行ったところであります。

合併後、間もない期間の中で、強いて言えば、課長クラスを早目に異動することによって、田村市全体の一体感の醸成を図るためにも、その地域を早く把握し、今後の体制づくりに資してもらえないのではないかとということも考えております。

次年度以降につきましても、当然中堅職員も含め、一度ではなく、順次人事交流を実施

してまいりますし、また行政局は行政局出身の職員で体制をつくるということではなく、新生田村市の職員として市内の各地域を把握してもらい、職員一人一人の潜在能力の開発、やる気の喚起を促す上からも、定期異動は必要でありますので、適材適所を基本に、今後は専門職の育成にも力を入れながら、これらの方針に基づき実施してまいりたいと考えております。

○議長（宗像公一） 大和田 博君の再質問を許します。

○2番（大和田 博） ただいまの答弁の中にあつた定期的な人事異動、そういったものは必要であるというお示しをいただいたわけなんです、私の質問の中で少し説明というか、考え方を入れた質問の中ですが、手探り状態の中でスタートして間もない新市に対して、例えば早目に地域間の交流を図るため、実情を把握するための幹部職員の異動というような御答弁をいただきました。

今、社会生活の中で私も含め、人に慣れる、仕事に慣れる、そういったものの中で、人に慣れることができない間に仕事に慣れるということは、非常に困難であると考えます。スタートして間もない時期の幹部職員の異動は、語弊があるかもしれませんが、幹部職員のライフを考えた上で、地域間交流が今回始まって、間もない時期にやるべきライフの短い幹部職員を異動させれば、次にまたその地域を含めまして、幹部職員が新しい人的かわりを形成していかなくてはならないのではないかという内容で、私は説明を質問の内容に入れたわけだったんですが、つまりわかりやすく言えば、職員のライフが短い人が、また何年か後に、まだ人にも地域にも慣れない時期に、また次の課長、幹部ということよりも、中堅の方々の人的交流、人事交流が望ましかったのではないかと考えた次第であります。人事異動に関しては、基本的な異動方法で定期的な異動をやるという答弁を今いただいたわけですが、やはり地域の、新市の現在の実情にあわせた人事を考えることも含めて、あるかどうか、答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚有暲） 人事交流、人事異動についての再質問にお答えいたします。

おただしのようにクラスター方式、そして課長職、あるいは部長職、課長補佐とか、あるいは係長、そしてまた主事等々がございます。約600名の方が職員としておられます。その中で、先ほど部長から答弁させましたのは、上位の年齢の高い方、そしてまた要職にあつた方々が退職されていると。その補充をしなければならない。そうしますと、中堅職員だけの人事交流となると、そこにだれが課長として行かなくてはならないか。となります

と、クラスター方式と言いながらも、これは言葉で悪いんですが、都路だけ、滝根だけ、大越だけの職員がそこで課長になるという、人事バランスがとれないということからありますので、御理解いただきたいと思います。

そこで、本来は中堅ということもありました。当然その方が働きやすい、そしてまたその上の方の課長、あるいは行政局長の方がその地域を認識しておりますので、そういう方がよかったと思いますが、人事異動の観点として、最初に課長をまずやってみて、すべての課長を動かしたわけではございません。補充するところ、あるいは補充のないところもいっぱいありますので、それをやってみた結果、市民の方々がどういう、あるいはその課長が異動することによって職員がどういう反応、あるいはどういうことを考えるのか。そういうことも含めまして、課長の方をまず人事交流したわけでございます。

おただしのよう、中堅職員、これらについては来年からいたしてまいります。ただし、課長が退職される方がいるとすれば、そこに課長というのは、田村市の職員の中でどの人が行くかわかりませんが、そうしますとそれらについては他の地域から来たということになります。これは、いわき市が38年、ことしで40年の合併になります。40数年という、ちょうど合併前の職員が退職しました。すべての職員がいわき市の職員として採用されました。田村市の方も採用1回目がありました。これから約40年後には、田村市の職員として採用された人になります。そこまでの過程には、おれは船引だ、おれは大越だ、おれは都路だ、滝根だ、常葉だという感情は、職員から払拭できないものは、今までそこでやっておりますので、地域のことについても、あらゆることがわかっております。そしてまた人間性もわかっております。では、それだけで本当にいいのかということ、新しく入った職員は、自分の地域だけではなくて、採用の段階で今度は田村市全域からなりますので、あるいは市外からも採用する可能性もあります。

そして、これからの田村市の職員としては、専門性のある人がいないと、また異動だけやりますと、だれもわからないということが発生することが、今現に起きておりますので、専門性の配置も、あるいは国等のそういう方も必要であれば採用しなければならないという事態も、これからの田村市としての職員の人事配置については、今までも真剣に取り組んでまいりましたが、おただしのことも十分認識いたしながら、交流を図ってまいります。

中堅が今度は主になろうと思っております。

○議長（宗像公一） 大和田 博君。

○2番（大和田 博） 今の答弁の中でも、今まで旧町村で職員の能力、資質の向上と、専

門職職員の養成を図るため、各組織と人事交流を行ってきたことは事実であります。例えば国の農林水産省、県の財政課、商工課、観光交流課、県の技術センター、そして他町村との人事交流なども含めて行ってきたわけでございますので、そういった職員が人事交流で得た知識とか人脈を、今後の市にとって大切な財産だと思っておりますので、今市長の答弁にもございましたが、専門的研修、そういった職員が必要になってくるということを伺いましたので、それもあわせて御期待を申し上げて、質問を閉じます。

○議長（宗像公一） これにて2番、大和田 博君の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は11時40分にいたします。

午前11時30分 休憩

---

午前11時40分 再開

○議長（宗像公一） 休憩前に引き続き再開いたします。

次の質問者、19番村越崇行君の発言を許します。村越崇行君。

（19番 村越崇行議員 登壇）

○19番（村越崇行） 19番村越崇行であります。通告によりまして質問いたします。

1番目、田村市内のハザードマップの作成状況はどうなっているかということで質問いたします。

9月1日は防災の日として全国的に防災訓練が行われております。災害は忘れたころにやってくると言われておりますが、被害範囲や避難経路、避難場所を示した地図であるハザードマップには、火山、洪水、土砂崩れ、津波などがありますが、田村市では洪水、土砂崩れ等が考えられます。マップを見た人の方が見ていない人よりも数多く避難し、避難時刻も、見ていない人よりも1時間早かったなどの効果があらわれているとのこと。

県は、住民の避難対策を行う市町村に対して、避難勧告の判断、伝達、避難所運営のマニュアル作成を要請しております。また、平成18年3月発行の田村市の地域防災計画、大変分厚い内容のこういうものをお配りいただきましたけれども、大変詳しく記録されております。資料作成に当たった関係者に敬意を表したいと思います。今後、これをいかに活用するかにかかっていると思っております。

そこで、質問の一つ、市内のハザードマップ、災害予測地図ということなんですが、その作成状況はどのようになっているか。



二つ目、今後災害に対して、どのように対処していく考えか。以上を質問いたします。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 19番村越崇行議員の田村市内のハザードマップの作成状況についての御質問にお答えいたします。

初めに、市内のハザードマップの作成状況について申し上げます。

田村市では、昨年度、田村市地域防災計画を策定し、災害の想定、災害予防の計画、災害応急対策の計画、さらに災害復旧の計画、大規模地震対策の計画を大項目として定めたところであります。この地域防災計画に基づく市内における災害予測地図、つまりハザードマップの作成につきましては、本年度の予算に防災ハザードマップ作成のための委託料を計上しておりまして、その委託に向けた資料等の収集を行っているところであり、今年度に作成してまいります。

次に、今後災害に対してどのように対処していく考えかについて申し上げます。

備えあれば憂いなしと言われるように、災害の発生が予測できれば、被害については最小限に食いとめることができると思われますが、災害はいつ発生するかわかりませんことから、行政も市民も日ごろからの備えが必要であります。災害が発生した場合、市は消防署、消防団、または警察署等の関係機関と連携を図りながら、地域の住民の安全確保に努めるために、毎年地区を定め防災訓練等を実施しております。本年度は、9月3日に船引町芦沢地区で総合防災訓練を実施いたしましたところであります。

田村市は合併後、市民の安全安心の確保のため、防災計画、交通安全計画、ハザードマップ作成のほか、いわゆる民間交番的な機能を持つ地域安全ステーションの設置や、嘱託職員による青色パトカーでのパトロール計画などに取り組み、安全で安心して住めるまちづくりに努めてまいり所存であります。

また、暴風、豪雨、洪水、豪雪、地震等について県からの情報を得て、あるいは気象台の情報からでありましたが、このたび気象台と田村市が連携を図りながら、未然にその発生を予告し、そういう情報が得られることになりました。そういうものに基づいて、自然災害や火災等の災害が発生するおそれがある場合、及び災害発生時における対応については、昨年度作成した地域防災計画により出動体制をとるとともに、災害時の職員行動マニュアルによって、本庁及び行政局の職員が情報収集や災害対策、そして市民への広報や避難時の誘導に従事することといたしております。

○議長（宗像公一） 19番村越崇行君。

○19番（村越崇行） ただいま市長の方から、ハザードマップの作成については、今年度に予算化するという事をお聞きしました。さらに、9月3日に芦沢で訓練を実施したということなんですが、今後どの地域とか、計画についてどのように予定しているかをお聞きしたいと思います。どの地域でやるか。来年度とか、防災訓練です。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 総合防災訓練、どの地域かという再質問にお答えいたします。

昨年度は船引町の瀬川地区と滝根の広瀬地区で行いました。本年度は総合防災訓練は先ほど申しましたように、田村市船引町芦沢地内で行いました。来年度以降については、田村市全体の総合防災訓練でありますので、今まで船引町が行っていたように、各地区を回るのがいいのか、それとも各行政局単位で輪番で回るのか、そして田村市の総合防災訓練は、いわゆる地元の関係者、さらに消防団の関係者と打ち合わせをしなければなりませんので、消防団関係者と密接な打ち合わせをし、そして地域の住民のそういう啓発に努めてまいりたいと思っております。また、消防署等についても、郡山地方広域消防職員がおられますので、その田村消防署の署長とも、あるいは警察署とも連携を図りながら、田村市の総合防災訓練をどの地域でやったらいいのかを検討してまいりたいと思っております。

○議長（宗像公一） 19番村越崇行君。

○19番（村越崇行） ありがとうございます。

次に、2番の市内の地域資源の保存状況について質問いたします。

田村市の観光ガイドマップによると、各町ごとに見る、食べる、行くコースが載っております。担当者の御苦勞がうかがわれます。市内には隠れた文化財が数多くあると思われれます。このままでは永久に文化財が失われることが心配されます。文化財の保存は、当時の文化の様子を知る上で非常に大切であります。これを観光資源として利用することも考えられます。

1988年に環境省、当時の環境庁になりますが、全国の巨樹・巨木林調査に当たり、統一基準を定めております。1991年環境庁発行の「日本の巨樹・巨木林」によりますと、巨木の最も多い樹種は杉でありまして、2位がケヤキ、3位がクスノキということでございます。巨木に成長するには、人間や社会の助けが必要であります。手入れをしなければ、巨樹は生まれないとも言われております。そこで、巨木の定義といたしまして環境庁が決めておりますのは、地上約130センチの位置で幹周りが300センチ以上の木を巨木というふう

に定義してあるようでございます。

ある著書には、全国の巨木674本のうち、福島県は31本、写真入りで載っております。そのうち、田村市内にあるのが2本含まれておりました。それは船引町上移の長法寺のカヤであります。樹高が18メートル、幹周りが7.4メートル、樹齢が700年ということで載っております。それから、大越町の永泉寺のシダレザクラ、これは樹高が12.5メートル、幹周りが5.5メートル、あと樹齢がちょっと記録漏れしましたがけれども、このように田村でも巨木が2本も載っていると。すばらしいことではないかと思えます。また、最近いただいた田村市総合計画案素案の57ページには、国指定天然記念物1、田村ですね。県指定が1となっており、市の指定が27本というふうに出ております。

そこで、質問に入ります。1番、市内の文化財、天然記念物、美術品、史跡、建物等の保存状況と、宣伝はどのようになっているのかお伺いいたします。

2番目、天然記念物にするべき巨樹、巨木の発掘を市民に募ってはどうかということをお伺いいたします。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。白岩教育長。

○教育長（白岩正信） 市内の地域資源の保存状況についての御質問にお答えいたします。

初めに、市内の文化財の保存状況と宣伝について申し上げます。

田村市が指定した文化財は、本年7月に指定しました船引町芦沢字花立の制札を含めまして124件であります。これらの文化財につきまして、市教育委員会では、今年度堂山王子神社の火災報知器や、倒木により被害を受けました常葉町絵松神社本殿の屋根など、緊急性の高い3件の文化財について修繕を行っております。また、天然記念物につきましては、樹木医の診断に基づきまして、保存のために今年度は3カ所の補修を行います。なお、文化財保護審議会委員により文化財パトロールを実施し、文化財の保存計画の策定を行っていく予定でありまして、すべての文化財の所有者並びに管理者等に、今年度より保護保存のための管理謝金や補助金を交付することにしております。

また、9月末までに市内の文化財を網羅した田村市文化財マップが完成いたしますので、公民館等各施設に配付するなど、市民の方々に広く周知をしております。また、今年度は4月に市民の方々を対象に天然記念物桜めぐりを行い、さらに8月には小学生の文化財めぐりを開催したほか、今年度末までに田村市文化財集第1集としまして「田村市の文化財」を刊行し、頒布する予定にしております。

次に、天然記念物にするべき巨樹、巨木の発掘を市民に募ってはどうかについて申し上げます。

田村市指定天然記念物は、現在滝根町の弁天桜を初め、27件であります。指定された天然記念物を含め、田村市内には福島県緑の文化財に登録された樹木等が34件あり、これらは昭和58年と平成10年の2度の調査により登録されたものであります。また、田村市におきましては、産業建設部で巨木・名木等保存対策事業により、市内にあります巨木の発掘を行うことを計画しております。教育委員会におきましても、御指摘のように、市民の方々に協力を求めながら、この事業とタイアップして、巨樹巨木の発掘を行っていく考えであります。

○議長（宗像公一） 村越崇行君。

○19番（村越崇行） ただいま教育長の方から、現在までの取り組み、さらに今後の取り組む予定の件についてお話しいただきました。マップの完成なり、あと資料、天然記念物、文化財の資料集、第1集、期待して待っていたと思います。

次に、3番目に入らせていただきたいと思います。3番、団塊の世代の受け入れ体制についてです。これは昨年2月の議会の質問でも出された方があるわけですが、さらに私の視点で質問いたしたいと思います。

団塊の世代は、2007年、来年から退職年齢を迎えますが、本県では人口の5%強の10万6,000人がいると言われております。今でも都路を初め、田村市内にはIターンやUターンの人たちがおりますが、これをもっと進めるための受け入れ体制を考える必要があるのではないかと私は考えておりますが、この点について質問の1番は、今までの各行政局のIターンやUターン者の人数はどのようになっているか。Iターン、Uターン、もう一つJターンというのものもあるそうです。

2番、都路では移住者が多いですが、どのような対策をしてきたのか。

3番、今後この受け入れ体制を都路だけではなく、全市で検討すべきではないか。以上の3点について質問いたします。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

○企画調整部長（郡司健一） 団塊の世代の受け入れ体制についての御質問にお答えいたします。

初めに、各行政局のこれまでのIターン、Uターンの人数について申し上げます。

本年3月に行った調査によりますと、Iターン、Uターン、さらにJターンのいずれかを特定した形の調査ではありませんでしたが、滝根行政局管内では16世帯で38名、大越行政局管内では8世帯で24名、都路行政局管内では67世帯で133名、常葉行政局管内では5

世帯で16名、船引行政局管内では15世帯で33名、合わせて111世帯で244名となっております。なお、都路行政局管内には67世帯のほか、週末等のみ訪れる、いわゆるセカンドハウスが57世帯ありますが、その利用形態から、本市への住民登録はなされておられません。

次に、移住者の多い都路のとってきた対策について申し上げます。

農林業の不振にあえいでいた昭和60年代の初めに、「田舎売ります」という新聞記事を見た村民が、都路村でも何かできないかと考えたことがきっかけであります。当初は、村が中心となって、農林業の振興と空き家対策の解消を目指す村おこしに取り組みましたが、村の宿泊や受け入れ体制と移住者の意識との落差が次第に露呈し、大きな成果は得られなかったと伺っております。しかし、既に移住していた一部の方々の口コミなどを通じ、徐々に増加の兆しがあらわれたこともあって、移住者あるいはセカンドハウス利用者が必要とする古民家修理や山林造成などを手がける村内の民間業者が、首都圏を中心とした田舎暮らしの希望者に対し、不動産のあっせんや建設のみならず、交流イベントを初め、受け入れ側の地域住民との良好な関係の確立など積極的に働きかけたことから、定住者あるいは反復、定期的に居住するセカンドハウス利用者が増加し、現在に至っております。

次に、都路の受け入れ体制の全市的な検討について申し上げます。

田村市といたしましても、加速化する少子高齢化に少しでも歯どめをかけ、特に中山間地域の活性化を図ることは市の重要課題でもありますことから、首都圏における田舎暮らしに対する関心の高まりに加え、間もなく大量定年を迎える団塊世代の2地域居住、あるいは定住促進に向け、昨年度県が立ち上げた、定住2地域居住拡大プロジェクト推進連絡会や、県中地域の阿武隈地域定年等支援県中連絡協議会に当初から参加し、都会では味わえない魅力、災害に強い地域などの本市の情報を積極的に発信するとともに、受け入れ態勢の整備に努めることとしており、今年度策定する総合計画にも受け皿づくりの必要性を位置づけ、定住環境の充実に努めることにしております。

○議長（宗像公一） 村越崇行君。

○19番（村越崇行） ただいま説明いただきましたが、私は今月の初め、都路の行政局に参りまして、若干の時間をいただきまして、説明を受けてきました。チラシ、こういうものを行政局からいただいてきたわけですが、この中ではあぶくまロマンチック街道5市町村合同企画ということでありまして、田舎暮らし体験事業ということで先ほど説明がございましたが、飯館村、葛尾村、川内村、浪江町津島、田村市の都路ということをやっているようでございます。ことしは10月14日から15日にやる予定になっているようでございます。

これに対して、今ほど御答弁いただきましたように、市での全面的な支援体制ということがございましたので、今後都路だけではなくて、田村市全体として取り組むべき課題、あるいは244名という人たちが移住してきているわけですが、そういう人に対する対応なり、そういうことも聞きながら、田村市のキャッチフレーズであります、住んでよかったと言えるまち、市にしていくために、皆さんとともにこれから宣伝なり、あと住みやすい環境というものを検討していかなくてはならないと考えます。

今後、この取り組みをみんなで期待して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宗像公一） これにて19番村越崇行君の質問を終結いたします。

---

○議長（宗像公一） 以上をもちまして、本日予定しました通告による一般質問は終了いたしました。

これをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

午後0時07分 散会